

京都市公債規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第74号

京都市公債規則の一部を改正する規則

京都市公債規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条各号列記以外の部分中「第7条各号」を「第41条各号」に改め、「の各号」を削り、同条第5号を削る。

第7条第2項本文中「第142条本文」を「第100条本文」に、「第148条第1項」を「第106条第1項」に改める。

第12条ただし書中「社債等登録法により登録された公債並びに」を削る。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局財政部財政課)